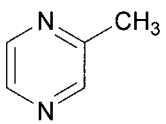
カラム温度　150℃から毎分５℃で昇温し，230℃に到達後，24分間保持する。
注入口温度　225～275℃
検出器温度　250～300℃
注入方式　スプリット（30：１～250：１）。ただし，いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。
キャリヤーガス　ヘリウム又は窒素
流量　被検成分のピークが５～20分の間に現れるように調整する。

第２添加物の部Ｄ成分規格・保存基準各条の項メチルβ―ナフチルケトンの目の次に次の一目を加える。

２－メチルピラジン

２－Methylpyrazine



$C_5H_6N_2$　　分子量　94.11

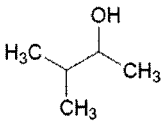
２－Methylpyrazine　［109―08―０］

含　　量　本品は，２－メチルピラジン（$C_5H_6N_2$）98.0%以上を含む。
性　　状　本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.501～1.509
⑵　比重　d_{25}^{25}＝1.007～1.033
定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。

第２添加物の部Ｄ成分規格・保存基準各条の項２－メチル－２－ブタノールの目の次に次の一目を加える。

３－メチル－２－ブタノール

3-Methyl-2-butanol



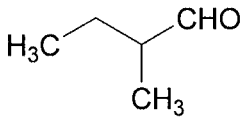
$C_5H_{12}O$　　分子量　88.15

３－Methylbutan－２－ol　［598―75－４］

含　　量　本品は，３－メチル－２－ブタノール（$C_5H_{12}O$）98.0%以上を含む。
性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.406～1.412
⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.815～0.821
定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。

２－メチルブチルアルデヒド

２－Methylbutyraldehyde



$C_5H_{10}O$　　分子量　86.13

２－Methylbutanal　［96―17－３］

含　　量　本品は，２－メチルブチルアルデヒド（$C_5H_{10}O$）95.0%以上を含む。
性　　状　本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.388～1.396
⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.799～0.815
⑶　酸価　10.0以下（香料試験法）
定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法により次の操作条件で定量する。なお，検液注入後，０～60分の間に現れるすべての成分のピーク面積の総和を100とし，それに対する２－メチルブチルアルデヒドのピーク面積百分率を求め，含量とする。
操作条件
検出器　水素炎イオン化検出器又は熱伝導度検出器
カラム　内径0.25～0.53㎜，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサン又はポリエチレングリコールを0.25～１μmの厚さで被覆したもの。
カラム温度　50℃で５分間保持し，その後毎分５℃で昇温し，230℃に到達後，19分間保持する。
注入口温度　125～175℃
検出器温度　250～300℃
注入方式　スプリット（30：１～250：１）。ただし，いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。
キャリヤーガス　ヘリウム又は窒素
流量　被検成分のピークが５～10分の間に現れるように調整する。

第２添加物の部Ｄ成分規格・保存基準各条の項ラカンカ抽出物の目中「第１法」を「第３法」に改める。

第２添加物の部Ｆ使用基準の項添加物一般の目の２の表中「ソルビン酸及びソルビン酸カリウム」を「ソルビン酸，ソルビン酸カリウム及びソルビン酸カルシウム」に改める。

第２添加物の部Ｆ使用基準の項亜塩素酸ナトリウムの目中「かずのこの調味加工品」を「かずのこの加工品」に改める。

第２添加物の部Ｆ使用基準の項安息香酸の目中「ソルビン酸カリウム」の下に「，ソルビン酸カルシウム」を加える。

第２添加物の部Ｆ使用基準の項安息香酸ナトリウムの目中「又はソルビン酸カリウム」を「，ソルビン酸カリウム又はソルビン酸カルシウム」に改める。